

株主各位

第92期 定時株主総会招集ご通知 交付書面省略事項

株式会社SUBARU

2023年6月1日
(電子提供措置の開始日 2023年5月23日)

以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、株主の皆様にご送付している書面には掲載しておらず、インターネット上の当社ウェブサイトなどに掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

- ・ 事業報告のうち、「主要な事業内容」「主要な事業所等」「主要な借入先」「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」「会社の機関および主な会議体の概要」「取締役・監査役候補者の指名の方針および手続」「社外役員に関する事項」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「取締役会の実効性評価結果の概要」「当社が発行する株式に関する事項」「当社が保有する株式に関する事項」「会社の体制および方針」および「会計監査人に関する事項」
- ・ 連結計算書類（「連結財政状態計算書」「連結損益計算書」「連結持分変動計算書」および「連結注記表」）
- ・ 計算書類（「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」）
- ・ 監査報告（「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」および「監査役会の監査報告」）

目 次

事業報告

S U B A R Uグループの現況に関する事項	1	頁
会社役員に関する事項	2	頁
当社が発行する株式に関する事項	6	頁
当社が保有する株式に関する事項	7	頁
会社の体制および方針	8	頁
会計監査人に関する事項	12	頁

連結計算書類

連結財政状態計算書	13	頁
連結損益計算書	14	頁
連結持分変動計算書	15	頁
連結注記表	16	頁

計算書類

貸借対照表	38	頁
損益計算書	39	頁
株主資本等変動計算書	40	頁
個別注記表	41	頁

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告	48	頁
計算書類に係る会計監査報告	50	頁
監査役会の監査報告	52	頁

事業報告

1 SUBARUグループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業別名称	主要製品
自動車事業	レガシィ、レヴォーグ、WRX、フォレスター、ソルテラ、アセント インプレッサ、クロストレック (旧車名：SUBARU XV) SUBARU BRZ REX、ジャスティ、シフォン、ステラ、プレオ、サンバー
航空宇宙事業	航空機、宇宙関連機器部品
その他事業	不動産賃貸

(2) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
東京事業所	東京都三鷹市
群馬製作所	群馬県太田市、群馬県邑楽郡大泉町
宇都宮製作所	栃木県宇都宮市、愛知県半田市
スバル研究実験センター	栃木県佐野市、北海道中川郡美深町

② 国内子会社・海外子会社

第92期 定時株主総会招集ご通知 事業報告「(5) 重要な子会社の状況等」(37～38頁)をご参照ください。

(3) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	52,500
株式会社三菱UFJ銀行	23,900
株式会社三井住友銀行	23,000
三井住友信託銀行株式会社	13,000
農林中央金庫	13,000

2 会社役員に関する事項

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、SUBARUのありたい姿である「笑顔をつくる会社」を目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、すべてのステークホルダーの皆様の満足と信頼を得るべく、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして取り組んでおります。

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に区別し、意思決定の迅速化を図り、効率的な経営を実現することを目指します。また、社外役員によるモニタリングおよび助言を通じ、適切な経営の意思決定・監督と業務執行を確保するとともに、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制の向上を図ります。そして、経営の透明性を高めるために、適切かつ適時な開示を実施いたします。

(2) 会社の機関および主な会議体の概要

当社は、企業統治体制として監査役会設置会社を選択し、取締役会および監査役会において、それぞれ重要な業務執行の決定・監督および監査を行っております。2023年3月末時点の取締役会は9名で構成され、うち3名が独立性の高い社外取締役となっております。また、監査役会は5名で構成され、うち3名を独立性の高い社外監査役としております。独立性の高い社外取締役および社外監査役の関与により、経営のモニタリングの実効性を高めることなどを通じて、事業の健全性・効率性を高めることが可能な体制をとっております。

業務執行体制については、執行役員制度を採用し、取締役の業務執行の権限を執行役員に委譲することにより、取締役会における経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に区分し、意思決定の迅速化を図っております。

(3) 取締役・監査役候補者の指名の方針および手続

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを備えた構成および規模とするべきと考えております。また、取締役会の構成においては、ジェンダーや国際性などにも配慮したうえで、実質的な多様性を確保するべきと考えております。

取締役の指名の方針として、社内取締役については、当社の経営理念や経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して指名いたします。また、社外取締役については、企業経営者、有識者などから、経験・見識・専門性などを考慮して、複数名を指名いたします。なお、取締役の員数は、社内・社外を合わせて15名以内と定款で定めております。

当社は、現状の機関設計を前提とした実質的なガバナンス体制の向上を図るため、任意の委員会として役員指名会議を設置しております。取締役・監査役候補者については、役員人事の決定における公正性・透明性を確保するため、取締役会の諮問に基づき、独立社外取締役が委員の過半数を占める役員指名会議にて、十分な審議に基づいて承認した指名案を取締役会へ答申し、取締役会の決議をもって決定いたします。当期の役員指名会議は、社外取締役3名、社内取締役2名により構成（議長は取締役会長 細谷和男氏）され、当期中に7回開催し、CEO等後継者計画、役員360度評価、役員のスキルマトリックスなどを活用し、CEOを中心とした役員の育成・選抜プロセスの透明性向上を進めたうえで、主に当社の役員体制、人事およびその役割分担ならびに重要な連結子会社の代表人事などの答申に関する議論を行いました。

監査役候補者の指名を行うにあたっては、監査役会の同意を得ます。

取締役・監査役候補者の指名を行う際は、個々の指名について、経歴、兼職の状況、見識および当社において期待される役割などについて取締役会で説明を行います。

(4) 社外役員に関する事項

地位	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	阿部 康行	取締役会13回のうち13回に出席しました（出席率100％）。主に総合商社の役員として経営に携わり、監督と執行の両面から経営に携わった経歴を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を備え、IT分野における高度な知見を有していることから、その豊富な経験と見識に基づき発言を行うなど、当社経営に対する的確な助言者としての役割を果たしました。 また、役員指名会議および役員報酬会議の委員を務めました。
社外取締役	矢後 夏之助	取締役会13回のうち13回に出席しました（出席率100％）。主に企業経営者として監督と執行の両面から経営に携わった経歴を有し、豊富な経験と幅広い知識を備え、内部統制・ガバナンス分野における高度な知見を有していることから、その豊富な経験と見識に基づき発言を行うなど、当社経営に対する的確な助言者としての役割を果たしました。 また、役員指名会議および役員報酬会議の委員を務めました。
社外取締役	土井 美和子	取締役会13回のうち13回に出席しました（出席率100％）。主に情報技術分野の研究・責任者としての豊富な経験と卓越した実績を有していることから、その高度な専門性と知識に基づき発言を行うなど、当社経営に対する的確な助言者としての役割を果たしました。 また、役員指名会議および役員報酬会議の委員を務めました。
社外監査役	野坂 茂	取締役会13回のうち11回に出席し（出席率84.6％）、また監査役会12回のうち11回に出席しました（出席率91.7％）。上場企業の役員として経営に携わっていた経験と見識、なかでも企業活動における会計・財務の広範な経験と見識から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
社外監査役	岡田 恭子	取締役会13回のうち12回に出席し（出席率92.3％）、また監査役会12回のうち11回に出席しました（出席率91.7％）。上場企業の役員として経営に携わっていた経験と見識、なかでも企業活動におけるCSR・企業文化などの広範な経験と見識から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
社外監査役	古澤 ゆり	2022年6月22日の就任以降、取締役会10回のうち10回に出席し（出席率100％）、また監査役会10回のうち10回に出席しました（出席率100％）。国土交通省において要職を歴任し、内閣の機関では、働き方改革・女性活躍・ダイバーシティ推進にも携わり、また、民間企業での海外事業展開も経験しており、その幅広い視野と高い見識から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(5) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 阿部康行氏、同 矢後夏之助氏および同 土井美和子氏ならびに監査役 加藤洋一氏、同 堤ひろみ氏、同 野坂茂氏、同 岡田恭子氏および同 古澤ゆり氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および連結子会社である北陸スバル自動車株式会社の取締役、監査役、執行役員、外部法人への派遣役員および会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用などの損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は当社および北陸スバル自動車株式会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(7) 取締役会の実効性評価結果の概要

取締役会は、「コーポレートガバナンスガイドライン」に則り、取締役会の実効性について定期的な分析・評価を行っており、洗い出された課題に対する改善策を検討・実施する取り組みをしております。

当期は、本取り組みを取締役会の機能発揮に一層つなげていくことを目指し、昨年までに認識した課題への取り組み状況の確認に加え、アンケートの評価項目の再整理および一部の取締役へのインタビューを実施し、課題認識における相違の理由や背景の把握・分析を実施しました。

①評価および分析の方法（実施時期：2022年12月～2023年2月 / 回答者：取締役および監査役 計14名）

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
第三者機関が取締役および監査役に対し、無記名式による自己評価アンケートを実施	第三者機関が取締役会議長、代表取締役社長、社外取締役に対してインタビューを実施	第三者機関がアンケートおよびインタビュー結果を集計・分析	第三者機関より受領した報告書を取締役会で検証・議論

②評価結果

【総評】

- ・取締役会は、経営懇話会*の積極的な活用や役員指名会議の議論の強化など、一歩ずつ着実に改善が進められていることを確認
- ・昨年度評価において課題事項としてあがった「中長期的な経営戦略に関する議論の質的な向上」「新たに認識されたリスクに適切に対処する体制構築の議論の向上」について、取り組みの改善がなされていることを確認

【当社取締役会の特徴】

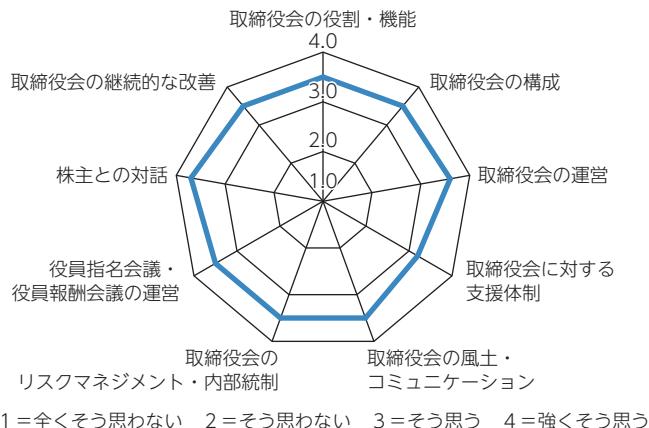
項目	概要
モニタリング機能を重視した取締役会	取締役会の役割は執行の検討・取り組み状況のモニタリングであるという点で、社内役員・社外役員とも認識が一致している。
取締役会へのオープンな情報提供の体制	執行部門から社外役員に対し、社内情報の共有、工場などの現場視察の機会の提供、経営懇話会の活用などを通じ、適切に情報提供がなされている。また、社外役員からも必要に応じて社内資料へのアクセスや社内役員とのコンタクトができる環境が整っている。
SUBARUブランドの価値向上に対する強い思いの共有	“SUBARUらしさの進化”を追求する従業員の一貫した熱い思いが、社外役員にもしっかりと共有されている。

【取締役会の実効性をより一層向上させるための今後の検討ポイント】

項目	概要
中長期的な経営戦略に関する議論（継続検討課題）	変革スピードが速く不透明・不確実な自動車業界において、取締役会の監督責任を果たすべく、中長期的な経営戦略の議論のあり方に対する認識合わせが必要であることを確認した。
社外取締役への支援体制のさらなる強化	社外取締役のこれまで以上の機能発揮を促すべく、取締役会事務局による情報の横展開などに取り組む必要があることを確認した。
役員指名会議のさらなる実効性向上	CEO等後継者計画や役員スキルマトリックスの議論を行うなど、着実な進展が図られてきており、今後も継続的な取り組みおよび一層の進化に努めることを確認した。

※：取締役および監査役によって実施される当社の経営における重要テーマについての決議を要しない意見交換会

(ご参考) アンケート回答集計結果



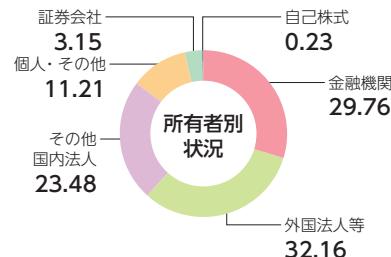
(ご参考) アンケート質問項目

		評価項目		
①	取締役会の役割・機能	取締役会の役割・機能の認識	⑤ 取締役会の風土・コミュニケーション	多様な価値観
		執行役員への権限委譲		ステークホルダー視点
		報告体制		取締役と執行
		経営の監督		社外取締役間 取締役と監査役
②	取締役会の構成	取締役会の規模	⑥ 取締役会のリスクマネジメント・内部統制	リスクマネジメント
		取締役会の構成 (社内外比) 取締役会の構成 (多様性・専門性)		グループガバナンス 内部統制・コンプライアンス
③	取締役会の運営	開催頻度・時間・配分	⑦ 役員指名会議・役員報酬会議の運営	
		議題の妥当性		
		議題付議のタイミング		
		資料の質・量		
		資料配布のタイミング		
		事前説明		⑧ 株主との対話
説明・報告の内容	株主・投資家からの意見の共有			
取締役会の議論	株主・投資家との対話の充実化			
議長の采配				
④	取締役会に対する支援体制	情報提供の環境・体制	⑨ 取締役会の継続的な改善	昨年度の実効性評価の結果を踏まえた改善状況
		社外役員への情報提供		
		社外役員のトレーニング		
		社内役員のトレーニング		

当期の取締役会実効性評価の詳細は、当社ホームページ (https://www.subaru.co.jp/csr/pdf/governance_report.pdf) をご覧ください。
 当社のコーポレートガバナンスガイドラインは、当社ホームページ (https://www.subaru.co.jp/csr/pdf/governance_guideline.pdf) をご覧ください。

3 当社が発行する株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 769,175,873株 (自己株式1,794,065株を含む)
- (3) 株主数 139,908名 (前期比△7,599名 5.2%減)
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	153,600	20.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	115,024	14.99
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	47,682	6.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	11,128	1.45
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	10,198	1.33
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED - CLIENT A/C	10,165	1.32
株式会社みずほ銀行	10,078	1.31
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,287	1.21
損害保険ジャパン株式会社	8,267	1.08
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	8,035	1.05

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式 (1,794,065株) を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付された当社の株式の状況

当社は、当社の取締役 (社外取締役を除く。以下同じ。) に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に對し、譲渡制限付株式を付与することとし、そのための金銭報酬を支給することとしています (以下、「譲渡制限付株式報酬制度」という。)。取締役は、当社の取締役会決議に基づき、上記のとおり支給された金銭報酬に係る債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、それと引き換えに当社の普通株式の発行または処分を受けるものとします。なお、かかる発行または処分にあたっては、当社と取締役との間で、当該株式に関して割当てを受けた日より当社取締役を退任するまでの期間 (ただし、当社取締役退任後、引き続き当社執行役員に就任する場合には、当該執行役員を退任するまでの期間) に譲渡制限が付されるなどの内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することとしています。

当期中に譲渡制限付株式報酬制度により交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	20,848	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

4 当社が保有する株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 株式の政策保有に関する基本方針

当社は、政策保有株式として保有する上場株式について当該企業と対話を行い、毎年取締役会において、定量的には保有に伴う便益を「配当利回り」、資本コストは「WACC」でそれぞれ測定し比較検証しています。その結果を参考に、定性的に中長期的な経営戦略および事業戦略に資すると判断した場合のみ保有を継続することとしています。

上記の方針に基づき、政策保有株式として保有する上場株式の縮減を着実に行ってまいりました。2015年3月末時点で保有していた60銘柄が、縮減の結果、2021年3月末時点では2銘柄となりました。これら2銘柄は以下(2)の理由から現時点で保有は不可欠であると判断しておりますが、今後も継続的に、少なくとも年に1回は当該企業と対話を行い、毎年取締役会において評価・精査し、保有の要否について判断してまいります。

(2) 純投資目的以外の目的で保有する上場株式の全銘柄

銘柄	第91期	第92期(当期)	保有目的	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)			
	貸借対照表計上額(百万円)			
株式会社 群馬銀行	2,850,468	2,850,468	当社主力工場の地元の地方銀行として、当社のみならず、地場サプライヤーの日米拠点に対しても、金融業務を通じて支援を受けております。重要なパートナーとして、金融取引などを対等かつ円滑に推進するために保有を継続いたします。	有
	1,009	1,263		
株式会社 みずほ フィナンシャル グループ	372,097	372,097	みずほフィナンシャルグループ各社より、金融取引を中心にサポートを受けており、中でもみずほ銀行は、当社の最重要取引銀行として長年にわたり幅広く経営をサポートいただいております。取引を対等かつ円滑に推進するために保有を継続いたします。	有
	583	699		

- (注) 1. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその子会社のうち、当社が主に取引を行っている会社の保有分(実質所有株式数)を勘案し、記載しております。
2. 当社は、純投資目的である投資株式の保有はありません。

5 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（2023年3月31日現在）

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役による法令等違反行為の予防措置として、以下の体制を整備する。

- (1) 取締役は、取締役及び監査役が、各種会議への出席、りん議書の閲覧、執行役員・使用人からの業務報告を受けること等により、他の取締役の職務執行の監督及び監査役の監査を実効的に行うための体制を整備する。
- (2) コンプライアンスに係る規程を定め、取締役が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備する。
- (3) 執行役員・使用人が取締役の職務執行上の法令・定款違反行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を定める。
- (4) 必要に応じて、取締役を対象とした、外部の専門家によるコンプライアンス等に関する研修を行う。
- (5) 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告し是正処置を講じる。

2. その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、りん議書、その他取締役の職務の執行に係る文書及びその他の情報の保存、管理に関して社内規程を定め、その規程及び法令に従い、適切に当該情報の保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクの現実化と拡大を防止するため、リスクマネジメントに係る規程を定めるとともに、各部門の業務に応じて、個別の規程、マニュアル、ガイドライン等を定める。
- ② 事業性のリスクについては取締役及び執行役員が一定の決裁ルールに従い精査し、あわせて、各部門・カンパニーそれぞれによる管理と、経営企画部を中心とした本社共通部門による全社横断的な管理を行う。
- ③ 全社的な緊急連絡体制を整備し、緊急時における迅速な対応と損失の拡大防止を図る。
- ④ リスクマネジメントの実践を推進するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントに係る重要な事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、取締役の業務執行の権限を執行役員に対し委譲する。COO（COOを選定しない場合にはCEO）は最高執行責任者として、これらの業務執行を統括する。CEOは最高経営責任者として、経営全体を統括する。
- ② 取締役は、各種会議への出席や業務報告を定期的に受けること等を通じて執行役員・使用人の業務執行を監督する。
- ③ 取締役会で審議する案件を、事前に経営会議（取締役会の事前審議機関で全社の経営案件を審議する会議）や執行会議（各執行部門の意思決定機関）にて審議し、問題点を整理することで、取締役会における審議の効率化を図る。
- ④ 取締役会で中長期の経営目標を定め、その共有を図るとともに、その進捗状況を定期的に検証する。
- ⑤ 取締役会は、定期的に取締役会について評価と分析を行い、業務執行にかかる意思決定及び監督の両面において取締役の役割・責務が効率的に果たせるように取り組む。

(4) 執行役員・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに係る規程を定め、執行役員・使用人が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備する。
- ② コンプライアンスの実践を推進するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う。
- ③ 執行役員・使用人を対象に、計画的にコンプライアンス講習会等の教育を実施し、コンプライアンスの啓発に取り組む。
- ④ 執行役員・使用人が業務上の違法行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を定める。
- ⑤ 内部監査部門として、組織上の独立が確保された監査部を設置する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループに属する各子会社の健全な事業運営を通じて、当社グループのブランド価値の向上及び総合力の向上を図るべく、子会社管理に係る規程を定め、同規程に基づき、各子会社の業務又は経営について管理を担当する当社の部署を中心に子会社を管理・支援するとともに、子会社から当社に対して、定期的に、及び必要な事項については随時に報告する体制とする。
- ② 当社は、各子会社の事業の特性に応じ、リスクの現実化と拡大を防止するため、子会社において、リスクマネジメントに係る規程、その他各子会社の事業の特性に応じた個別の規定、マニュアル、ガイドライン等を整備することを推進し、各子会社におけるリスクマネジメント体制を構築させる。
- ③ 当社は、子会社管理に係る規程に基づき、子会社からその業務内容の報告を受け、重要な事項についてはその業務内容について事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。
- ④ 当社は、内部監査を実施する組織として当社に監査部を設置し、子会社・関連企業を含む関係会社の業務監査を定期的に、及び必要な事項については随時、実施する。
- ⑤ 当社は、国内関係会社の監査役を定期的に招集し、当社監査役を交えて国内関係会社における監査機能強化のための意見交換等を行う。
- ⑥ 当社は、当社の執行役員・使用人に一部国内関係会社の監査役を兼務させ、監査機能の強化を図る。
- ⑦ 当社は、前記(4)の内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を、国内関係会社にも適用する。
- ⑧ 外国の子会社については、当該国の法令等を遵守させるとともに、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するため、当社の使用人から1名以上のスタッフを配置する。

(7) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 当該補助スタッフが業務執行を行う役職を兼務する場合において、監査役補助業務の遂行については、取締役及び執行部門は干渉しないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、当該補助スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知する。
- ② 当該補助スタッフの人事については監査役会の同意を得て実施する。

(8) 当社及び当社子会社の取締役・執行役員・使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制及び当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役が当社又は子会社の取締役・執行役員・使用人から定期的に職務の執行状況について報告を受けられる体制を整備する。
- ② 当社の監査役が必要に応じ、各事業部門等に関する当社又は子会社の取締役・執行役員・使用人の職務の執行状況について情報を収集することができる体制を整備する。
- ③ 当社又は子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項が生じた場合、当社の監査役へ報告する。
- ④ 当社の監査役は、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る重要な事項の審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う組織であるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席することができる。
- ⑤ 当社及び子会社の代表取締役、取締役又は会計監査人は、当社の監査役の求めに応じ、当社の監査役が開催する意見交換会に出席する。
- ⑥ 当社の監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制を整備する。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制を整備する。

当社では、CRMO（最高リスク管理責任者）が、リスクマネジメント・コンプライアンス室（以下「リスコン室」）や法務部などの全社共通部門の専門的見地からの支援を受けつつ、各事業の横串を担う経営企画部や各部門・カンパニーと密接に連携し、企業集団を通じたリスク管理の強化を推進しております。また、監査部が各部門および各子会社の業務遂行について計画的に監査を実施しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. リスク管理に関する取り組みの状況

当社では、当社グループのリスク顕在化と拡大を防止するため、取締役会が選任したCRMO（最高リスク管理責任者）が、リスクマネジメント・コンプライアンス活動を統括し取締役会へ報告しております。リスク管理の活動は取締役の職務執行における最重要課題の一つとして認識しており、取締役会などで適切に審議しております。

具体的な推進体制としては、各部門に本部長クラスのリスク管理責任者を置き、CRMOを委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」（以下、「リスコン委員会」という。）において、重要事項の審議・協議、決定および情報交換・連絡を行っております。

当社は、CRMOが策定したグループ全体の「リスクマネジメント方針」、リスク管理責任者が策定した部門の「リスクマネジメント行動指針」および当社の企業特性を踏まえ、優先対応課題を全社視点で整理した「リスクマップ」に基づき、平時からリスク抑制のための活動を継続しております。

また、リスクマネジメント活動に関して、第三者機関による評価を実施し、リスクマネジメント手法に関する勉強会などを織りまぜながら、取り組みの活性化と実効性の向上を図っております。

なお、全社的な緊急連絡体制の整備につきましては、「緊急事態対応基本マニュアル」に基づき、「安否確認システム」などを整備し、当社に影響を及ぼすおそれのある災害発生時の情報共有に備えております。

リスク管理体制の強化に関する主な取り組み

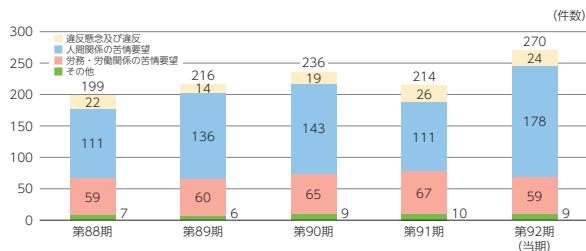
- ・大規模自然災害におけるの事業継続を意識した研修会の開催と各部門の事業継続に備えた取り組みの実施。
- ・大規模災害時の「初動ガイドライン」策定による平時からの準備ならびに行動原則の共有・徹底。
- ・「サイバー攻撃」「サプライチェーンの分断」などの当社グループにおける重点リスク低減の取り組みと、リスコン委員会での定期的フォローによる実効性向上の推進。
- ・取締役および監査役の決裁済りん議書閲覧による決裁内容の精査・確認の実施。

2. コンプライアンスに関する取り組み状況

当社は、当社グループのすべての役員・従業員が法令、定款および社内規程などを遵守し、社会倫理・規範に則した行動を行うため、「コンプライアンスガイドライン」や規程を定め、各種委員会を設置・運営することにより、コンプライアンス体制の維持・強化に取り組んでおります。

具体的な推進体制としては、CRMOがコンプライアンス活動を統括し、リスコン委員会において、方針の策定、各部門の活動および内部通報制度の運用状況などの重要事項の審議・協議、決定ならびに情報交換・連絡を行うとともに、活動状況などを取締役会に報告しております。

また、当社および子会社が設置する内部通報制度をコンプライアンス研修などにより周知し、適正かつ積極的に運用することで、日常業務の報告体制では捉え切れない問題の早期発見と解決をしております。近年の運用件数の増加傾向は、問題発生自体の牽制を図り、コンプライアンスにおける自浄作用と実効性を高める目的に適った結果として現れております。



リスコン室は、これら活動の全社マネジメントを行うとともに、「コンプライアンスマニュアル」などの作成・展開や関係部署と連携した研修実施などを通じて、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成を図っております。

コンプライアンス体制の強化に関する主な取り組み

- ・「コンプライアンスマニュアル」の改定や動画研修・Eラーニングなどの啓発による全従業員のコンプライアンス意識のさらなる向上。
- ・グループ全体で自律的に法令遵守体制のPDCAが回せるよう、内部統制の自己点検の強化。
- ・内部通報制度の窓口の多言語化（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語）や公益通報従事者の指定などを通じた制度の実効性や信頼性の向上。

3. 職務の執行の効率性の確保に関する取り組みの状況

当社は、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行の権限を執行役員へ委譲する一方、取締役が各種会議に出席することや執行役員から定期的に業務報告を受けることで監督し、取締役の職務執行の迅速化を図っております。また、取締役と執行役員の役割および責任を一層明確化するために、社長をはじめとする役位の位置付けを取締役に付するものではなく、執行役員に付するものとしております。

取締役会に諮る必要のある重要案件については、経営会議で議論を深め、当該案件の論点整理や方向付けなどをすることにより、取締役会で審議すべき論点を明確にするとともに、資料の早期展開と事前説明などを行うことで、取締役会における議論の深化と効率化を図っております。

取締役の職務の執行に係る文書およびその他の情報は、社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。

4. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

当社は、執行役員および使用人に子会社の取締役あるいは監査役を兼務させることにより、監査・監督機能を強化するとともに、各子会社を管理する担当部署を通じて、子会社から定期的および随時に報告を受け、必要に応じて協議し、当社に重大な影響を及ぼすものは経営会議に報告しております。

また、「子会社管理全社規則」に則った運用を徹底するため、子会社案件を、当社と事前協議を行うべき案件と子会社判断で決議する案件とに区分し、子会社から当社への情報伝達ルートを確認するとともに、子会社の規程の整備状況などについても継続的に確認を行っております。

なお、これらの運用をさらに強化すべく、子会社を管理する担当部署による実業上の管理と会社組織上の管理を一体化することで、企業集団としての子会社の業務の適正を一層確保する体制としております。

さらに、内部監査規程に基づき、当社の内部監査部門が当社および子会社の業務監査を実施し、その監査結果は経営会議において報告され、必要に応じて是正措置を行っております。

5. 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社は、「監査役監査基準」など監査役監査の実効性を確保するための規程や「内部通報制度」などを整備し、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上の重要な事案が生じた場合、監査役が適時適切に取締役および使用人から情報収集できる体制を整備しております。また、監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性が確保された使用人を配置し社内に周知することで、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。

当社の監査役は、取締役会・経営会議・リスク委員会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役・執行役員との定例面談および主要な事業所や子会社への往査などを実施し、内部統制システムの整備・運用状況などを確認しております。

さらに、内部監査部門・法務部門・リスク室から、内部通報制度の運用状況を含む月次報告を受け、子会社を管理する担当部署から子会社の状況報告を随時受けております。

また、主要な子会社の監査役との協議会を開催するとともに、会計監査人とは四半期かつ適宜に、また内部監査部門とは随時に、情報・意見交換を行うことで三様監査体制下における緊密な相互連携を図っております。

なお、監査役の職務の執行について生じる費用については、監査役の請求などに従い円滑に処理する体制を整備しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	232	—
当社子会社	18	7
合計	250	7

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上表の「当社」区分の「監査証明業務に基づく報酬」の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査の計画日数や人員配置などの内容、前期の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性および報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

連結子会社における非監査業務の内容は、合意された手続業務であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由が生じた場合には会計監査人を解任するほか、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第91期 2022年3月31日現在	第92期 2023年3月31日現在
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	883,074	979,529
営業債権及びその他の債権	337,387	357,524
棚卸資産	483,113	592,999
未収法人所得税	18,331	11,049
その他の金融資産	243,204	388,634
その他の流動資産	77,134	99,378
小計	2,042,243	2,429,113
売却目的で保有する資産	—	652
流動資産合計	2,042,243	2,429,765
非流動資産		
有形固定資産	841,553	861,846
無形資産及びのれん	250,897	243,926
投資不動産	21,942	20,878
持分法で会計処理されている投資	10,828	9,061
その他の金融資産	124,574	116,507
その他の非流動資産	161,167	189,108
繰延税金資産	90,549	73,059
非流動資産合計	1,501,510	1,514,385
資産合計	3,543,753	3,944,150

科目	(ご参考) 第91期 2022年3月31日現在	第92期 2023年3月31日現在
負債及び資本		
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	273,546	377,279
資金調達に係る債務	51,645	55,596
その他の金融負債	69,624	65,595
未払法人所得税	4,685	27,198
引当金	143,217	141,192
その他の流動負債	309,538	346,622
流動負債合計	852,255	1,013,482
非流動負債		
資金調達に係る債務	282,400	257,000
その他の金融負債	81,848	90,632
従業員給付	58,196	55,557
引当金	95,448	103,872
その他の非流動負債	267,530	313,374
繰延税金負債	5,057	286
非流動負債合計	790,479	820,721
負債合計	1,642,734	1,834,203
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	153,795	153,795
資本剰余金	160,178	160,178
自己株式	△6,324	△6,136
利益剰余金	1,466,322	1,623,699
その他の資本の構成要素	116,818	169,437
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,890,789	2,100,973
非支配持分	10,230	8,974
資本合計	1,901,019	2,109,947
負債及び資本合計	3,543,753	3,944,150

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第91期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第92期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上収益	2,744,520	3,774,468
売上原価	△2,240,595	△3,037,993
売上総利益	503,925	736,475
販売費及び一般管理費	△303,136	△342,015
研究開発費	△103,587	△114,400
その他の収益	8,447	6,358
その他の費用	△13,887	△19,076
持分法による投資損益	△1,310	141
営業利益	90,452	267,483
金融収益	19,720	36,796
金融費用	△3,200	△25,913
税引前利益	106,972	278,366
法人所得税費用	△36,376	△79,282
当期利益	70,596	199,084
当期利益の帰属		
親会社の所有者	70,007	200,431
非支配持分	589	△1,347
当期利益	70,596	199,084
1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益		
基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 (円)	91.28	261.33
希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 (円)	—	261.32

連結持分変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	合計		
期首残高	153,795	160,178	△6,324	1,466,322	116,818	1,890,789	10,230	1,901,019
包括利益								
当期利益	-	-	-	200,431	-	200,431	△1,347	199,084
その他の包括利益 (税引後)	-	-	-	-	60,411	60,411	91	60,502
当期包括利益合計	-	-	-	200,431	60,411	260,842	△1,256	259,586
利益剰余金への振替	-	-	-	7,792	△7,792	-	-	-
所有者との取引等								
剰余金の配当	-	-	-	△50,646	-	△50,646	-	△50,646
自己株式の取得	-	-	△4	-	-	△4	-	△4
自己株式の処分	-	△55	192	-	-	137	-	137
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	55	-	△55	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	-	△145	-	△145	-	△145
所有者との取引等合計	-	-	188	△50,846	-	△50,658	-	△50,658
期末残高	153,795	160,178	△6,136	1,623,699	169,437	2,100,973	8,974	2,109,947

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子会社 73社

国内 50社……富士機械株式会社、株式会社イチタン、東京スバル株式会社、他47社

海外 23社……スバル USA ホールディングス インク、
スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク、
スバル オブ アメリカ インク、他20社

(2) 持分法適用会社 10社

国内 7社……西野機械工業株式会社、他6社

海外 3社……スバル オブ タイワン LTD.、他2社

3. 連結の範囲及び持分法適用の異動状況

(1) 連結子会社

(新規) スバル USA ホールディングス インク

(除外) 新スバル中販株式会社

(2) 持分法適用会社

(新規) -

(除外) -

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

①金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識時点及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

営業債権は発生日に当初認識しています。その他のすべての金融資産は、当社グループが金融商品の契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合は公正価値で当初測定し、それ以外の区分に分類される場合は、個々の金融商品ごとに公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しています。なお、重要な金融要素を含まない営業債権につきましては、取引価格で当初測定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

負債性金融商品への投資は、以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

資本性金融商品を除く金融資産で、上記の測定区分の要件を満たさないものは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

資本性金融商品については、売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。当該指定がされなかった資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しています。

また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、純損益に認識される利息収益、為替差損益及び減損を除き、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。認識の中止時の利得または損失は純損益に認識します。

一方、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、リース債権及び契約資産等に係る減損については、当該金融資産、リース債権及び契約資産等に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。

各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しており、当該信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。また、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

ただし、営業債権、リース債権及び契約資産については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益で認識しています。

減損損失認識後に、予想信用損失の測定金額が減少した場合には、当該減少額を純損益として戻入れています。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産を譲渡し、かつ、当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止します。

②金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。金融負債は、当社グループが契約当事者となった時点で当初認識しています。

すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、デリバティブを含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しています。

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融損益の一部として当期の純損益として認識しています。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

③デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、認識されている金融資産と負債及び将来の取引に関するキャッシュ・フローを固定するため、先物為替予約を利用しています。また、借入金に係る支払金利に関するキャッシュ・フローを固定するため、金利スワップ取引を利用しています。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として移動平均法による原価法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

(3) 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却の方法

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれています。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。

- ・建物及び構築物 2～60年
- ・機械装置及び運搬具 2～20年
- ・工具器具及び備品 2～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(4) 無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

①のれん

当社グループはのれんを、取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しています。のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。のれんの減損損失は純損益において認識され、その後の戻入は行っていません。また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しています。

②開発資産

新しい科学的または技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用認識しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的かつ商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用または販売する意図及びそのための十分な資質を有している場合にのみ、無形資産として資産認識しています。

開発資産の見積耐用年数は以下のとおりです。定額法で償却しています。

- ・開発資産 2～5年

③その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、原価モデルを採用し、当初認識時に取得原価で計上しています。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 2～10年

(5) リース資産の評価基準、評価方法及び減価償却の方法

リース契約開始時に、当社グループは、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かを判断します。

<当社グループが借手のリース>

リース開始日において使用権資産及びリース負債を認識しています。

使用権資産は開始日において取得原価で測定しています。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合または、使用権資産の取得原価が借手の購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の見積耐用年数の終了時まで減価償却しています。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の見積耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しています。

リース負債は、開始日において同日現在支払われていないリース料の現在価値で測定しています。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映させ帳簿価額を増減しています。リース負債を見直した場合または独立したリースとして会計処理することが要求されないリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正するか純損益に認識しています。

なお、短期リース及び少額資産のリースについては、IFRS第16号第5項、第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しています。

<当社グループが貸手のリース>

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リースに係る顧客からの受取債権は、リース投資未回収総額をリースの計算利率で割引いた現在価値で当初認識し、連結財政状態計算書上の営業債権及びその他の債権に含めています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書に認識し、受取リース料を売上収益として、リース期間にわたって認識しています。

(6) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入またはキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目の見積耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び構築物 2～50年

(7) 減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成していません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位のれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入れしていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れしています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として回収可能価額まで戻入れしています。

(8) 従業員給付

①短期従業員給付

給与、賞与及び年次有給休暇などの短期従業員給付については、勤務の対価として支払うと見込まれる金額を、従業員が勤務を提供した時に費用として認識しています。

②退職給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定拠出制度と確定給付制度を運営しています。

(a) 確定拠出制度

確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しています。

(b) 確定給付制度

当社グループは、確定給付制度として、退職一時金制度及び確定給付年金制度を採用しています。当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき決定しています。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しています。また、確定給付制度に係る負債または資産の純額に係る純利息費用は、金融費用として計上しています。確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値の再測定に伴う調整額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、発生時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。過去勤務費用は以下のいずれか早い時点で費用として認識しています。

(i) 制度改訂または縮小が発生した時点

(ii) 関連するリストラクチャリング費用を認識する時点

(9) 収益

①顧客との契約から生じる収益

当社グループは、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後で解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めていません。

収益は、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一時点または一定期間にわたり認識していません。

新車販売については、新車の引渡時点において顧客が当該車両に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該車両の引渡時点で収益を認識しています。

なお、自動車事業では、製品に関して通常の瑕疵担保に加えて、オプションの保証延長サービスを有償で提供しています。当該保証延長サービスの収益は、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しています。

②ファイナンス・リースの収益

当社グループが製造業者または販売業者としての貸手となる場合は、製品の販売とみなされる部分について売上収益と対応する原価、販売損益をリース開始日に認識しています。

ファイナンス・リースに係る金融収益は、当社グループの正味リース投資未回収額に対して一定の期間利益率を反映する方法で認識しています。

③オペレーティング・リースの収益

オペレーティング・リースに係る収益は、リース期間にわたって定額法により認識しています。

④利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しています。

⑤配当金

配当による収益は、配当を受ける権利が確定した時点で認識しています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。なお、貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

①資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を認識しています。

②製品保証引当金

当社グループは、製品販売時に付与した保証約款に基づく製品保証とともに、主務官庁への届出等に基づいて個別に無償の補修を行っています。

保証約款に基づく製品保証の対象は、各国における保証約款に基づき、期間及び走行距離や不具合の原因等により決定しています。

保証約款に基づく製品保証の保証修理費用は、製品を販売した時点で引当金を認識しており、保証期間内に不具合が発生して部品を修理または交換する際に発生する費用の総額について、過去の補修実績、過去の売上台数を基礎として将来の発生見込みに基づく最善の見積りにより引当計上しています。

主務官庁への届出等に基づく保証修理費用については、経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額について信頼性をもって見積ることができる場合に引当金を認識しており、製品の不具合に関する過去の経験を基礎として算定した台当たり補修費用等及び対象台数に基づく最善の見積りにより引当計上しています。

③工事損失引当金

航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を認識しています。

④自動車環境規制関連引当金

環境規制に対応する費用の発生に備えるため、当連結会計年度末における発生見込額を計上しています。

(11) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①金額表示の単位

金額表示の単位については、四捨五入により表示しています。

②グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

自動車セグメントは自動車の製造・販売・メンテナンス等のサービスを主な事業としています。

車両の販売については、多くの場合、製品の引き渡し時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引き渡し時点で収益を認識しています。メンテナンス等のサービス収入は、一定期間にわたって収益として認識しています。製品の販売に係る対価の支払は、通常、製品に対する支配が顧客に移転してから30日以内に行われています。

なお、製品の販売における顧客との契約には製品が合意された仕様に従っていることを保証する条項が含まれており、当社グループは、この保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しています。製品保証引当金の詳細につきましては、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(10) 引当金 ② 製品保証引当金」をご参照ください。

航空宇宙セグメントでは請負契約を顧客と締結しています。請負契約の工事に係る収益については、履行義務の進捗に応じて収益認識しています。進捗度の測定は、発生したコストに基づいたインプット法等により行っています。請負契約に係る対価の支払は、通常、顧客との契約に基づき段階的に行われています。

当社グループの事業セグメントは、自動車、航空宇宙及びその他の3つに区分されています。また、売上収益は顧客の所在地を基礎として、地域別に分解しています。これらの分解した売上収益と各セグメントの売上収益との関係は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	(単位：百万円)			
	自動車	航空宇宙	その他(注3)	合計
顧客との契約から生じる収益				
日本	527,251	43,401	1,694	572,346
北米	2,809,211	35,611	150	2,844,972
欧州	86,643	7	10	86,660
アジア	91,369	—	9	91,378
その他	170,372	—	26	170,398
合計	3,684,846	79,019	1,889	3,765,754
その他の源泉から認識した収益（注2）	5,705	—	3,009	8,714
合計	3,690,551	79,019	4,898	3,774,468

(注) 1. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

2. その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号「リース」に従い会計処理している製品のリース収益等が含まれています。

3. その他セグメントには、不動産賃貸事業等が含まれています。

(2) 契約残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
営業債権及びその他の債権に含まれる債権	114,526
営業債権及びその他の債権に含まれる契約資産	17,420
その他の流動負債に含まれる契約負債	166,460
その他の非流動負債に含まれる契約負債	282,184

契約資産は主に、航空宇宙事業における航空機製作及び定期修理等の契約について、進捗度の測定に基づいて認識した当社グループの権利に関連するものであり、当該工事の納品がすべて完了した時点で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、自動車事業の有償保証延長サービス等の前受対価、及び航空宇宙事業の航空機製作や定期修理等の完了時に収益を認識する契約に関連するものです。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、97,977百万円です。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間別の内訳は、以下のとおりです。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

また、実務上の便法として、当初予想契約期間が1年を超えない取引については、以下の金額に含めていません。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
1年以内	208,980
1年超	496,596
合計	705,576

(4) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識すべき重要な契約獲得の増分コスト及び契約を履行するためのコストはありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

73,059百万円

繰延税金資産は将来減算一時差異等を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識し、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識しています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

製品保証引当金

176,189百万円

製品保証引当金の算定方法、及び算定に用いた主要な仮定は、（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項(10) 引当金 ② 製品保証引当金 に記載しています。

発生が見込まれる保証修理費用について、現在入手可能な情報に基づき必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、製品保証引当金の計算では将来複数年にわたり生じる保証修理費用を予測しているため、実際の保証修理費用が見積りと乖離することにより、製品保証引当金を追加計上する必要が生じる可能性があることから、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書関係)

1. 資産に係る引当金は以下のとおりです。

営業債権及びその他の債権から控除した損失評価引当金	305百万円
その他の金融資産（非流動）から控除した損失評価引当金	449百万円

2. 有形固定資産に対する減価償却累計額 1,424,866百万円

3. 有形固定資産の連結財政状態計算書計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額6,943百万円を直接控除して表示しています。

4. 担保に供している資産ならびに担保付債務

(1) 担保資産

有形固定資産	9,091百万円
--------	----------

(2) 担保付債務

資金調達に係る債務（流動）	376百万円
---------------	--------

その他	1,708百万円
-----	----------

合計	2,084百万円
----	----------

5. 偶発債務

(1) 連結会社以外の者の、金融機関からの借入金等に対する保証債務

スバル カナダ インクの取引先	6,221百万円
-----------------	----------

従業員	2,879百万円
-----	----------

その他	826百万円
-----	--------

合計	9,925百万円
----	----------

(2) その他の偶発債務

2016年5月4日のタカタ株式会社（現・TKJP株式会社）の米国子会社とNHTSA（米国運輸省道路交通安全局）との修正合意内容、2016年5月27日の国土交通省の「タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの拡大スケジュールについて」及びこれら両当局からの要請を踏まえたその他地域（中国及び豪州他）における対応方針に基づいたタカタ製エアバッグインフレーターに関する市場措置範囲拡大に伴う費用について、金額を合理的に見積ることができる費用については計上しています。しかしながら、今後新たな事象の発生等により追加的な計上が必要となる可能性があります。

6. 連結子会社（スバルファイナンス株式会社）における、当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	7,300百万円
貸出実行残高	2,686百万円
差引額	4,614百万円

7. 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金（流動負債の引当金）は、相殺せずに両建てで表示しています。

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金（流動負債の引当金）に対応する額は3,275百万円（すべて仕掛品）です。

(連結持分変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	769,175,873	-	-	769,175,873
自己株式				
普通株式(注)	2,248,102	2,190	56,227	2,194,065

(注) 自己株式の増加株式数2,190株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

自己株式の減少株式数56,227株は、2017年4月28日開催の取締役会において導入を決議した譲渡制限付株式による報酬として、2022年8月4日に処分したものとあります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 第91期 定時株主総会	普通株式	21,485	28.00	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年11月2日 取締役会	普通株式	29,161	38.00	2022年9月30日	2022年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 第92期 定時株主総会	普通株式	29,161	利益剰余金	38.00	2023年3月31日	2023年6月22日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) リスク管理に関する事項

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けています。事業活動の過程で保有するまたは引き受ける金融商品は固有のリスクにさらされています。リスクには、①信用リスク、②市場リスク及び③流動性リスクが含まれています。当社グループは、社内での管理体制の構築や金融商品を用いてグループの財政状態及び業績に与える影響を最小限にする危機管理を実行しています。具体的には、当社グループは以下の方法に従って管理をしています。

(2) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失が発生するリスクです。当社グループの営業債権、リース債権、契約資産及びその他の債権は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされています。また、主に剰余金の運用のため保有している債券等は、発行体の信用リスクにさらされています。さらに、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引、及び銀行取引については、これらの取引の相手方である金融機関の信用リスクにさらされています。

(3) 市場リスク

当社グループでは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約、通貨オプションを利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、半年を限度として外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションに対して先物為替予約取引等を行っています。

(4) 流動性リスク

当社グループは、事業資金を金融機関からの借入金及び社債により調達しています。このため、金融システム・金融資本市場の混乱や、格付け会社による当社グループの信用格付けの大幅な引き下げなどの事態が生じた場合には、資金調達が制約され、支払期日に支払を実行できなくなる可能性があります。

当社は、流動性・安定性の確保のために、十分な規模の現金及び現金同等物を保有することに加え、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、現在必要とされる資金水準を満たす流動性を保持することに努めています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2023年3月31日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
営業債権及びその他の債権		
営業貸付金	163,540	169,357
リース債権	11,033	12,086
売掛金、未収入金等（注1）	182,951	—
その他の金融資産		
公正価値で測定する負債性金融商品	201,125	201,125
資本性金融商品	120,619	120,619
デリバティブ	1,610	1,610
その他（注1、4）	181,787	—
資金調達に係る債務		
借入金	222,596	216,912
社債	90,000	88,653
営業債務及びその他の債務（注1）	377,279	—
その他の金融負債		
デリバティブ	2,677	2,677
その他（注1、3）	39,026	—

- (注) 1. 帳簿価額と公正価値が近似していることから、公正価値の開示を省略しています。
2. 現金及び現金同等物については帳簿価額と公正価値が近似しているため表に含まれていません。
3. リース負債（連結財政状態計算書計上額114,524百万円）は含まれていません。
4. その他の金融資産に含まれる「その他」の主な内訳は定期預金です。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値の算定に用いた評価技法

当社グループは金融商品の公正価値の測定に使われる評価手法におけるインプットを次の3つのレベルに順位付けしています。

レベル1 測定日現在において入手しうる同一の資産または負債の活発な市場における公表価格

レベル2 レベル1に分類される公表価格以外で、当該資産または負債について、直接または間接的に市場で観察可能なインプット

レベル3 当該資産または負債について、市場で観察不能なインプット

(2) 金融商品の公正価値の測定方法及び前提条件

資産及び負債の公正価値は、関連市場情報及び適切な評価方法を使用して決定しています。

資産及び負債の公正価値の測定方法及び前提条件は、以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、ならびに営業債務及びその他の債務は償却原価で測定しています。ただし、その内リース債権はIFRS第16号「リース」に従い測定しています。

営業貸付金及びリース債権の公正価値については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しています。したがって、信用リスクが観察不能であるため、公正価値の測定はレベル3に分類しています。

営業貸付金、リース債権以外の金融商品の公正価値は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似しています。

(その他の負債性金融商品)

負債性金融商品（公正価値で測定する金融資産）は、主に国債、社債、投資信託及び投資事業組合への出資金等で構成されています。

活発な市場のある国債及び投資信託の公正価値は、市場における公正価値に基づいて測定しています。したがって、国債及び投資信託の公正価値の測定はレベル1に分類しています。

社債等の公正価値は金融機関等の価格決定モデルに基づき、信用格付けや割引率等の市場で観察可能なインプットを用いて測定しています。したがって、社債等の公正価値の測定はレベル2に分類しています。

投資事業組合への出資金の公正価値は、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額で測定しています。したがって、投資事業組合への出資金の公正価値の測定は、観察不能なインプットを用いているため、レベル3に分類しています。

その他の負債性金融商品はその他の金融資産（流動）またはその他の金融資産（非流動）に計上しています。

(資本性金融商品)

資本性金融商品は、主に株式で構成されています。

活発な市場のある資本性金融商品の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しています。したがって活発な市場のある資本性金融商品の公正価値の測定はレベル1に分類しています。

活発な市場のない資本性金融商品の公正価値は、原則として、類似企業比較法またはその他の適切な評価方法を用いて測定しています。したがって、活発な市場のない資本性金融商品の公正価値の測定はレベル3に分類しています。

資本性金融商品はその他の金融資産（非流動）に計上しています。

当該公正価値は、適切な権限者に承認された連結決算方針書に従い、当社グループの経理部門担当者等が評価方法を決定し、測定しています。

(資金調達に係る債務)

資金調達に係る債務は償却原価で測定しています。資金調達に係る債務の公正価値は、条件及び残存期間の類似する債務に対し適用される現在入手可能な利率を使用し、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引くことによって測定しています。したがって、資金調達に係る債務の公正価値の測定はレベル2に分類しています。

(デリバティブ)

デリバティブは、先物為替予約及び金利スワップから構成されています。

公正価値は、取引先金融機関から提示された価格や為替レート等の観察可能なインプットに基づいて測定しています。したがって、デリバティブの公正価値の測定はレベル2に分類しています。

デリバティブはその他の金融資産（流動）またはその他の金融負債（流動）に計上しています。

(その他の金融負債)

デリバティブ以外のその他の金融負債には、主に有償支給に係る負債が含まれています。

有償支給に係る負債は償却原価で測定し、リース負債はIFRS第16号「リース」に従い測定しています。

その他の金融負債の公正価値は、帳簿価額と近似しています。

- (3) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度における公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債
は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	－	1,610	－	1,610
負債性金融商品	29,927	171	1,332	31,430
小計	29,927	1,781	1,332	33,040
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	114,646	－	5,973	120,619
負債性金融商品	62,598	107,097	－	169,695
小計	177,244	107,097	5,973	290,314
合計	207,171	108,878	7,305	323,354
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	－	2,677	－	2,677
合計	－	2,677	－	2,677

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しています。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

(4) レベル3に区分した金融商品の調整表

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分した経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	資本性金融商品	負債性金融商品
期首残高	5,424	—
利得または損失		
純損益	—	39
その他の包括利益	549	—
購入	—	1,293
売却	—	—
為替換算差額	—	—
期末残高	5,973	1,332
純損益に含まれる報告期間の末日に保有する資産 に係る未実現損益	—	89

- (注) 1. 当連結会計年度の純損益に含まれる利得または損失は、連結損益計算書の金融収益及び金融費用に含まれています。
2. 当連結会計年度のその他の包括利益に含まれる利得または損失は、連結包括利益計算書のその他の包括利益を通じて測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額に含まれています。
3. 当連結会計年度の負債性金融商品の純損益に含まれる報告期間の末日に保有する資産に係る未実現損益は、連結損益計算書の「金融収益」に含まれています。

- (5) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度における公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産及び金融負債は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値
営業債権及びその他の債権		
営業貸付金	163,540	169,357
リース債権	11,033	12,086
売掛金、未収入金等（注1）	182,951	-
その他の金融資産（注1、2）	181,787	-
資金調達に係る債務		
借入金	222,596	216,912
社債	90,000	88,653
営業債務及びその他の債務（注1）	377,279	-
その他の金融負債（注1、3）	39,026	-

- (注) 1. 帳簿価額と公正価値が近似していることから、公正価値の開示を省略しています。
2. 「(3) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債」において開示されている項目は含まれていません。
3. その他の金融負債にはデリバティブ2,677百万円及びリース負債114,524百万円は含まれていません。
4. 現金及び現金同等物については帳簿価額と公正価値が近似しているため表に含まれていません。

(投資不動産関係)

1. 投資不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
20,878	35,550

(注) 1. 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 公正価値は、一部の主要な物件については社外の不動産鑑定士による評価に基づく金額（指標等を用いて自社で調整を行ったものを含む）です。それ以外の物件については主に路線価に基づいて自社で算定した金額です。

(1株当たり情報)

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分 | 2,739円27銭 |
| 2. 1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 | |
| 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 | 261円33銭 |
| 希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 | 261円32銭 |

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式消却に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の向上を目的として自己株式の取得及び消却を行います。

2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 : 2,200万株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 : 2.9%)
- (3) 株式の取得価額の総額 : 40,000百万円 (上限)
- (4) 取得期間 : 2023年5月12日 (予定) ~ 2023年9月30日 (予定)
- (5) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付
(自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け)

3. 消却の内容

- (1) 消却対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却し得る株式の総数 : 2,200万株 (上記2. により取得した自己株式全数)
- (3) 消却予定日 : 2023年11月15日

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第91期 2022年3月31日現在	第92期 2023年3月31日現在
資産の部		
流動資産	1,315,271	1,625,011
現金及び預金	783,265	985,713
売掛金	181,865	225,508
商品及び製品	49,636	65,359
仕掛品	65,145	72,702
原材料及び貯蔵品	47,946	58,123
前渡金	32,851	36,369
前払費用	4,707	5,298
関係会社短期貸付金	36,102	41,040
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	12,500	27,000
預け金	24,480	23,575
未収入金	54,092	50,332
その他	22,682	33,992
固定資産	894,924	836,705
(有形固定資産)	357,396	368,126
建物（純額）	99,626	114,159
構築物（純額）	17,952	18,207
機械及び装置（純額）	109,166	105,088
車両運搬具（純額）	2,910	3,314
工具、器具及び備品（純額）	10,581	10,115
土地	80,909	79,202
建設仮勘定	33,547	32,179
その他（純額）	2,705	5,862
(無形固定資産)	86,035	86,555
ソフトウェア	29,870	46,109
その他	56,165	40,446
(投資その他の資産)	451,493	382,024
投資有価証券	2,133	3,847
関係会社株式	250,523	235,172
関係会社出資金	6,210	3,947
長期貸付金	3	2
関係会社長期貸付金	75,526	52,260
破産更生債権等	0	0
前払年金費用	7,334	5,584
繰延税金資産	104,065	74,133
その他	7,338	8,819
貸倒引当金	△252	△46
投資損失引当金	△1,387	△1,694
資産合計	2,210,195	2,461,716

科目	(ご参考) 第91期 2022年3月31日現在	第92期 2023年3月31日現在
負債の部		
流動負債	839,996	932,933
支払手形	240	236
買掛金	160,796	217,548
電子記録債務	15,910	18,007
1年内返済予定の長期借入金	50,650	44,900
1年内償還予定の社債	—	10,000
リース債務	1,519	1,527
未払金	23,338	20,312
未払費用	43,849	47,035
未払法人税等	793	24,893
前受金	43,177	50,459
預り金	377,435	387,263
賞与引当金	14,822	16,681
製品保証引当金	90,704	76,776
自動車環境規制関連引当金	3,039	4,930
工事損失引当金	5,535	8,550
環境対策引当金	—	50
その他	8,189	3,766
固定負債	369,475	356,832
社債	90,000	80,000
長期借入金	191,900	177,000
リース債務	1,509	4,536
製品保証引当金	77,902	83,159
自動車環境規制関連引当金	5,484	10,264
退職給付引当金	55	—
資産除去債務	16	16
その他	2,609	1,857
負債合計	1,209,471	1,289,765
純資産の部		
株主資本	978,020	1,160,410
資本金	153,795	153,795
資本剰余金	160,071	160,071
資本準備金	160,071	160,071
利益剰余金	670,478	852,680
利益準備金	7,901	7,901
その他利益剰余金	662,577	844,779
土地圧縮積立金	1,341	1,341
別途積立金	35,335	35,335
繰越利益剰余金	625,901	808,103
自己株式	△6,324	△6,136
評価・換算差額等	22,704	11,541
その他有価証券評価差額金	22,704	11,541
純資産合計	1,000,724	1,171,951
負債・純資産合計	2,210,195	2,461,716

損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第91期	第92期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高	1,499,898	2,174,178
売上原価	1,322,969	1,754,868
売上総利益	176,929	419,310
販売費及び一般管理費	225,184	238,965
営業利益又は営業損失 (△)	△48,255	180,345
営業外収益	133,427	132,894
受取利息	1,067	17,192
受取配当金	106,052	104,386
為替差益	14,889	—
不動産賃貸料	2,940	2,852
デリバティブ評価益	1,391	5,186
その他	7,088	3,278
営業外費用	9,016	24,560
支払利息	732	9,576
減価償却費	2,015	3,036
為替差損	—	1,868
取引先補償損失	2,349	—
その他	3,920	10,080
経常利益	76,156	288,679
特別利益	304	3,972
固定資産売却益	240	3,768
貸倒引当金戻入額	16	199
国庫補助金	36	—
その他	12	5
特別損失	6,099	6,491
固定資産除売却損	4,639	3,795
減損損失	—	2,369
投資損失引当金繰入額	1,387	308
その他	73	19
税引前当期純利益	70,361	286,160
法人税、住民税及び事業税	△4,185	18,427
法人税等調整額	4,713	34,830
法人税等合計	528	53,257
当期純利益	69,833	232,903

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金			
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	153,795	160,071	-	160,071	7,901	1,341	35,335	625,901	670,478
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△50,646	△50,646
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	232,903	232,903
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△55	△55	-	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	55	55	-	-	-	△55	△55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	182,202	182,202
当期末残高	153,795	160,071	-	160,071	7,901	1,341	35,335	808,103	852,680

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,324	978,020	22,704	22,704	1,000,724
当期変動額					
剰余金の配当	-	△50,646	-	-	△50,646
当期純利益	-	232,903	-	-	232,903
自己株式の取得	△4	△4	-	-	△4
自己株式の処分	192	137	-	-	137
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	△11,163	△11,163	△11,163
当期変動額合計	188	182,390	△11,163	△11,163	171,227
当期末残高	△6,136	1,160,410	11,541	11,541	1,171,951

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）です。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法です。
- (3) その他有価証券
市場価格のない ……期末日の市場価格等に基づく時価法です。
株式等以外のもの （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない ……移動平均法による原価法です。
株式等

2. 出資金の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法です。

なお、組合への出資については、入手可能な直近の決算書を基礎とし持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法です。

4. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品及び製品 ……主として移動平均法による原価法です。
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 仕掛品、原材料及び貯蔵品 ……主として先入先出法による原価法です。
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

5. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	… 8～50年
構築物	… 7～50年
機械及び装置	… 4～10年
車両運搬具	… 3～ 7年
工具、器具及び備品	… 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年及び5年間）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 投資損失引当金 …………… 子会社等への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態及び将来の回復可能性等を考慮して引当計上しています。
- (3) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (4) 製品保証引当金 …………… 販売した製品の保証修理費用の発生に備えるため、以下の金額の合計額を計上しています。
1. 保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来保証見込みを加味して算出した費用見積額
 2. 主務官庁への届出等に基づくリコール関連費用として算出した見積額
- (5) 自動車環境規制関連引当金 …… 環境規制に対応する費用の発生に備えるため、当事業年度末における発生見込額を計上しています。
- (6) 工事損失引当金 …………… 航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しています。
- (7) 環境対策引当金 …………… 環境対策工事等を目的とした費用の発生に備えるため、当事業年度末における発生見込額を計上しています。
- (8) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により費用処理しています。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日当事業年度から費用処理することとしています。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

収益は、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一時点または一定期間にわたり認識しています。新車販売については、新車の引渡時点において顧客が当該車両に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該車両の引渡時点で収益を認識しています。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

9. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 金額表示の単位

金額表示の単位については、四捨五入により表示しています。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 74,133百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っています。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

製品保証引当金 159,935百万円

当社は、製品販売時に付与した保証約款に基づく製品保証とともに、主務官庁への届出等に基づいて個別に無償の補修を行っています。

保証約款に基づく製品保証の対象は、各国における保証約款に基づき、期間及び走行距離や不具合の原因等により決定しています。

保証約款に基づく製品保証の保証修理費用は、製品を販売した時点で引当金を認識しており、保証期間内に不具合が発生して部品を修理または交換する際に発生する費用の総額について、過去の補修実績、過去の売上台数を基礎として将来の発生見込みに基づく最善の見積りにより引当計上しています。

主務官庁への届出等に基づく保証修理費用については、支出が発生する可能性が高く、合理的な見積りができる場合に引当金を認識しており、製品の不具合に関する過去の経験を基礎として算定した台当たり補修費用等及び対象台数に基づく最善の見積りにより引当計上しています。

発生が見込まれる保証修理費用について、現在入手可能な情報に基づき必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、製品保証引当金の計算では将来複数年にわたり生じる保証修理費用を予測しているため、実際の保証修理費用が見積りと乖離することにより、製品保証引当金を追加計上する必要性が生じる可能性があることから、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産に対する減価償却累計額 668,999百万円
2. 有形固定資産の貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額6,642百万円を直接控除して表示しています。
3. 担保に供している資産ならびに担保付債務
当事業年度において、工場財団抵当権について、抵当権の設定を解除したため、担保に供している資産ならびに担保付債務はありません。
なお、土地33百万円は、関係会社の長期借入金及び預り保証金等1,888百万円の担保に供しています。
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する短期金銭債権 265,204百万円
関係会社に対する短期金銭債務 437,572百万円
関係会社に対する長期金銭債権 53,165百万円
5. 偶発債務
 - (1) 金融機関からの借入金等に対する保証債務
スバル オブ アメリカ インク 30,329百万円
従業員 2,878百万円
スバル興産株式会社 832百万円
タンチョン スバル オートモーティブ (タイ) 826百万円
スバル用品株式会社 548百万円

合計 35,413百万円
 - (2) その他の偶発債務
2016年5月4日のタカタ株式会社（現・TKJP株式会社）の米国子会社とNHTSA（米国運輸省道路交通安全局）との修正合意内容、2016年5月27日の国土交通省の「タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの拡大スケジュールについて」及びこれら両当局からの要請を踏まえたその他地域（中国及び豪州他）における対応方針に基づいたタカタ製エアバッグインフレーターに関する市場措置範囲拡大に伴う費用について、金額を合理的に見積ることができる費用については計上しています。しかしながら、今後新たな事象の発生等により追加的な計上が必要となる可能性があります。
6. 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。
損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は3,275百万円（すべて仕掛品）です。

(損益計算書関係)

1. 売上原価
工事損失引当金繰入額として3,014百万円が売上原価に含まれています。
2. 関係会社との取引高
営業取引による取引高 売上高 1,808,778百万円
仕入高 466,566百万円
その他取引高 39,346百万円
営業取引以外の取引高 収益 108,194百万円
費用 10,999百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式…………… 1,794,065株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

繰延税金資産	
製品保証引当金	48,780
株式評価損	10,456
未払費用	9,435
退職給付引当金繰入限度超過	8,517
繰越外国税額控除	8,130
固定資産の減価償却費等	5,997
賞与引当金	5,088
棚卸資産	4,156
未払事業税	2,316
繰越欠損金	2,178
貸倒引当金繰入限度超過	825
繰延費用	495
その他	1,584
繰延税金資産小計	107,957
評価性引当額	△26,815
繰延税金資産合計	81,142
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,065
前払年金費用	△1,356
圧縮積立金	△588
繰延税金負債合計	△7,009
繰延税金資産の純額	74,133

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
評価引当額	0.1%
配当金益金不算入	△10.4%
試験研究費税額控除	△2.0%
特定外国子会社等合算所得	1.2%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.6%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っていません。

(関連当事者との取引)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	スバルファイナンス株式会社	所有 直接 100%	当社製自動車に関 わる販売金融業務 及び当社製品のリ ース業務 役員の兼任	資金の貸付(注1) 貸付の返済(注1)	464,121 468,183	貸付金	119,340
子会社	スバル オブ アメリカ インク	所有 間接 100%	当社製自動車、スバル オブ インディアナ オ ートモーティブ インク 製自動車及び部品の販売 役員の兼任	製品の販売	1,071,162	売掛金	75,859
				製品の仕入等	105,497	買掛金	19,542
				余剰資金の 受入 (注2)	292,581	預り金	274,829
			支払利息	6,776			
			債務保証等(注3)	30,329			
子会社	スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク	所有 間接 100%	当社製自動車生産部 品の購入、スバル オブ アメリカ インク 他への完成車の 製造販売 役員の兼任	製品の販売	236,830	売掛金	25,149
				余剰資金の 受入 (注2)	81,094	預り金	109,113
				支払利息	2,234		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) スバルファイナンス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定されています。

なお、担保は受け入れていません。

(注2) 余剰資金の受入は、当社グループで運用しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係る取引です。なお、取引金額は期中平均残高を記載しています。支払利息については、市場金利を勘案して決定されています。

(注3) スバル オブ アメリカ インクの金融機関からの借入等につき、保証を行っています。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	1,527円21銭
2. 1株当たり当期純利益	
1株当たり当期純利益	303円51銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	303円50銭

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式消却に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由
資本効率の向上を目的として自己株式の取得及び消却を行います。
2. 取得の内容
 - (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 : 2,200万株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 : 2.9%)
 - (3) 株式の取得価額の総額 : 40,000百万円 (上限)
 - (4) 取得期間 : 2023年5月12日 (予定) ~2023年9月30日(予定)
 - (5) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付
(自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け)
3. 消却の内容
 - (1) 消却対象株式の種類 : 当社普通株式
 - (2) 消却し得る株式の総数 : 2,200万株 (上記2. により取得した自己株式全数)
 - (3) 消却予定日 : 2023年11月15日

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社SUBARU
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 服部 将一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 蓮見 貴史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安崎 修二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SUBARUの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社SUBARU及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社SUBARU
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 服部 将一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 蓮見 貴史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安崎 修二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SUBARUの2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準を準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社SUBARU 監査役会

常勤監査役	加 藤 洋 一
常勤監査役	堤 ひろみ
監査役(社外監査役)	野 坂 茂 子
監査役(社外監査役)	岡 田 恭 子
監査役(社外監査役)	古 澤 ゆ り

以 上

